

# 賈誼の対諸侯王政策と呉楚七国の乱

—前漢代地方支配体制の変遷よりみた—

池田 敦志

はじめに

前漢王朝の文帝期から武帝期にかけては、その地方支配の在り方を巡り、とくに対諸侯王政策において様々な方法を試みた時代であった。その中でも文帝期の賈誼は早くからこの諸侯王問題に注目して諸侯王国を細分化することによってそれらの勢力を弱体化することを献策し、その賈誼の献策の一部は、実際に文帝によって実施された。

文帝が崩じて景帝が即位すると、晁錯の急進的な諸侯王国抑圧策によって呉楚七国の乱が起ったが、天下のおよそ半分が叛いたこの大反乱はわずか三ヶ月で鎮圧された。そこでこの早期鎮圧の要因を探してみると、前代の賈誼の諸侯王国分国策で一部の諸侯王国が細分化されていたことにより、反乱軍が統制力を失ったことが大きく影響していたと考えられる。そしてこの反乱の鎮圧を一つの境として、前漢王朝の地方支配体制はそれまでの郡国制から実質的な郡県制へ変質していくことになる。したがって賈誼の対諸侯王政

策を呉楚七国の乱鎮圧との関係で検討することは、前漢代前半期の地方支配の変質過程を探るために重要な意味を持つと思われる。

本稿では、賈誼の対諸侯王政策の検討のみに止まらず、その政策が、前漢代前半期の地方支配体制が郡国制から実質的な郡県制へ変質していくことの背景として、さらにいえばその出発点に位置づけられるという視点から、呉楚七国の乱鎮圧の過程を論じていくこととする。

## 一、対諸侯王政策に関する『漢書』賈誼伝と『新書』の比較

賈誼の政策を検討するためには『漢書』賈誼伝のほか、賈誼の著とされる『新書』が基本史料となる。『史記』には賈生列伝がみえるが、これは「弔屈原賦」と「鵬鳥賦」を中心に構成されており、賈誼の具体的な政策内容はほぼ載せられていないので、賈誼の「政策」の検討においては『漢書』と『新書』に拠ることになる。しかし、

『新書』については、歴代の著録および従来の研究において、その真偽問題をめぐって諸説紛々としており、未だ定見をみていない<sup>①</sup>。ところが『新書』には、『漢書』には見えない記述があり、また字句・文章の異同も少なからず存在するため、『漢書』の記述とそれに対応する『新書』の記述では上疏の意味内容に違いが生じてしまうことがしばしばある。そこでまず、賈誼の対諸侯王政策に関わる部分で両書の字句・文章の異同によって上疏の内容に違いが生じる例を示し、本稿が『新書』の扱いについて取るべき立場を示そうと思<sup>②</sup>う。

賈誼の対諸侯王政策の一つである藩屏強化策では、彼は藩屏国としての文帝の皇子国の領域を拡大することを上疏するが、その一つである梁国の領域拡大とその手順について、『漢書』賈誼伝（以下、『漢書』と記すときは、その賈誼伝を指す）と『新書』で異同がある。賈誼伝に、

臣、愚計すらく、願わくは淮南の地を舉げて以つて淮陽に益し、而して梁王の爲に後を立て、淮陽北邊の二三の列城を割きて東郡と與に以つて梁に益さん。不可なれば、代王を徙して睢陽に都せしむべし。梁は新鄴より以北を起こして之を河に著け、淮陽は陳以南を包みて之を江に捷せば、則ち大諸侯の異心有る者、膽を破りて敢えて謀らず。

とあり、『新書』益壤篇に、

臣、愚計すらく、願わくは陛下淮南の地を舉げて以て淮陽に益し、梁は即ち後有らん。淮陽北邊の二三の列城を割きて東郡と

與に以て梁に益さば、即ち後患無からん。代は徙して睢陽に都せしむべし。梁は新鄴以北を起こして之を河に著け、淮陽は陳以南を包みて之を江に捷すれば、則ち大諸侯の異心有る者、膽を破りて敢えて謀らず。

とあり、『漢書』と『新書』の間に少なくとも以下のような三つの大きな違いがある。

① 藩屏強化策の手順について、『漢書』では第一案として、淮南の地はそつくり淮陽国に併合する。さらに梁国を再建する。梁国に淮陽国北邊の二、三の城と東郡を加える。それが実行不可能ならば第二案として、代王を梁王に徙し、梁国の領域を新鄴以北黄河までとする（但しこれは第一案が不可であった場合を想定している）、この時点で淮陽国北邊の二、三の城と東郡の地域が梁に含まれるかは不明）。淮陽国の領域を陳以南長江に接するまでとする。このように第一案と第二案に分けて提案しているが、これが『新書』では、二案に分けずすべて一貫した策となっている。

② 梁を再建する案について、『新書』には「梁は即ち後有らん」とあるように、梁国を継がせる者を立てて国を再建すべきと解釈できるのに対し、『漢書』には「梁王の爲に後を立て」とあり、死んだ梁の懐王の後嗣（子）を立てよと解釈できる。

③ 梁国の拡大領域について、『漢書』は「梁は新鄴より以北を起こして之を河に著け」とするが、『新書』は「梁は新鄴以北を起こ

して之を河に著け」とする。

さて、これらの相違点について考えてみると、『新書』益壊篇の内容が初めから代王を梁に徙すことを前提として二大藩屏を構築するという策であるのに対し、『漢書』の方は、亡くなったばかりの梁王揖の後嗣を立て、淮陽・梁・代の三藩屏国を維持したまま淮陽・梁の領域を拡大する。この案がもっとも優先されるもので、それが採用できない場合に初めて代王を梁へ徙して二大藩屏とするものである。そこでこの『漢書』の記述において問題となるのが、「梁王の爲に後を立て」である。そもそも賈誼伝には「梁王勝（揖）死、亡子」とあり、梁王揖に子がいなかったことが明記されており、そのことは当時梁の太傅であった賈誼が一番よく知っていたはずである。それにも関わらず賈誼が梁王揖の子の即位を主張するのは不可解であるし、しかも賈誼にとつては「令他人守郡、豈如令子」（『新書』益壊篇）とあるごとく、梁に立てる新王も文帝の皇子でなければならなかった<sup>3</sup>。よつてその時の淮陽王であった武を梁の新王として徙すことを提言したのである。

次に梁国の領域拡大について。『新書』益壊篇による梁国の拡大地域は「新鄭以北黄河」であり、『漢書』では「新鄭以北黄河」である。つまり「新鄭」か「新鄭」かの違いになるが、「新鄭」は『漢書』地理志によると、河南郡に属する県で、梁から見れば陳留を挟んだ真西に当たる。一方「新鄭」は汝南郡に属する県で、梁からは真南にあたる。その前に、両書に共通する淮陽国の拡大地域は「包陳以南

捷之江」（淮陽国都の陳以南長江に至るまでを包括）であるから、それは必然的に「新鄭」を含む汝南郡も包括することになる。仮に『漢書』にしたがつて梁の領域に「新鄭以北」を加えようとする、淮陽国の一部も含まれてしまうので、淮陽国拡大の基本姿勢に矛盾することになる。しかし益壊篇が示すように、「起新鄭以北著之河」であれば河南郡の一部と陳留一帯を梁に加えることになり、淮陽国の一部を梁が取るという矛盾は生じない。よつて益壊篇の拡大案に従えば、淮陽・新鄭を境界として南北に梁・淮陽という二大藩屏が構築されることになる。以上のように、「文帝の皇子をもつて藩屏とする」賈誼の基本理念および「藩屏強化策の実効性」という観点から、益壊篇の記述をもつて賈誼の献策を解釈するほうが一貫性、妥当性を有すると言えらる。

以上、『漢書』賈誼伝の記述とそれに対応する『新書』益壊篇をそれぞれ検討してきたが、少なくとも賈誼の対諸侯王政策に関わる箇所については、『漢書』ではなく『新書』を用いるべきであると考えられる。よつて本稿では、賈誼の対諸侯王政策を、『漢書』ではなく『新書』に依つて考察する。

## 二、賈誼の諸侯王国観について

漢王朝が建国された当初、高祖は楚漢戦争における功績に従い、功臣を王に封じる一方、郡を設け、いわゆる郡国制をもつて地方支

表1 文帝期諸侯王表

国	王	在位期間(前)	封建理由	文帝との血縁
楚	劉交	201年~179年	楚漢戦争の功績	叔父
	劉郢客	178年~175年	継承	従兄弟
	劉戊	174年~154年	継承	従姪
淮南	劉長	196年~174年	英布の後、立つ	弟
	劉喜	172年~164年	一時的な補充か?	姪孫
	劉安	164年~122年	紹封(分割封建)	甥
廬江	劉賜	164年~152年	紹封(分割封建)	甥
衡山	劉勃	164年~152年	紹封(分割封建)	甥
淮陽	劉武	178年~168年	遷徙	子
	劉揖	178年~169年	劉氏封建	子
梁	劉武	168年~144年	劉氏封建	子
	劉潭	179年~177年	遷徙	劉氏
燕	劉嘉	177年~152年	継承	劉氏
	劉遂	178年~154年	継承	甥
趙	劉辟彊	178年~166年	継承	甥
	劉恆	165年~164年	継承	姪孫
河間	劉卬	165年~164年	継承	異姓
	吳産	178年~157年	継承	甥
長沙	劉襄	188年~179年	継承	甥
	劉則	178年~164年	継承	姪孫
	劉將閭	164年~154年	紹封(分割封建)	甥
城陽	劉章	178年~176年	呂氏討滅の功績	甥
	劉喜	176年~172年	継承	姪孫
	劉嬰	168年~144年	遷徙	姪孫
濟北	興居	178年~176年	呂氏討滅の功績	甥
	劉志	164年~154年	紹封(分割封建)	甥
濟南	劉辟光	164年~154年	紹封(分割封建)	甥
	劉雄渠	164年~154年	紹封(分割封建)	甥
膠東	劉卬	164年~154年	紹封(分割封建)	甥
	劉賢	164年~154年	紹封(分割封建)	甥
魯西	劉賢	164年~154年	紹封(分割封建)	甥
	劉參	178年~176年	劉氏封建	子
太原	劉武	178年~176年	劉氏封建	子
	劉參	176年~161年	遷徙	子
	劉登	161年~133年	継承	孫
代	劉登	161年~133年	継承	孫
	劉湍	195年~154年	高祖期以来封建	従兄弟

配を行った。しかしこの「功臣の封建」は必ずしもうまくは行かなかった。韓信・英布・盧縮など、功績の大きさに従って封建した異姓諸侯王たちは、相次いで謀反したり或いは匈奴へ投降してしまっただからである。それにより高祖は死の直前、「劉氏に非ずして王たる者は、天下共に之を撃て」と遺言し、それより後はただ一つの例外である長沙国を除き、すべての王国は劉氏一族が封建されることとなった。つまり皇帝の一族を封建することによって、中央(皇帝)と地方(諸侯)の血縁的紐帯関係を強化して諸侯王の反乱を防止す

ると共に、それらを外敵(匈奴)に対する藩屏としたのである。高祖歿後、一時朝廷は呂氏によって壟断され、呂氏を王とする国が建てられたこともあったが、呂后の死後、呂氏一族は高祖の旧臣らによって肅清され、高祖の諸子である劉恆が代から迎えられて即位すると、再び劉氏一族の者を諸侯王に封建した。

文帝は即位すると同時に、皇子や呂氏討伐に功を挙げた劉氏一族の者などを封建し、その二年(前一七八)までに呂氏の専横によって混乱した諸侯王国を再編した。ところがその時にあっても、高祖時代に封建された者やまたその子孫が嗣いで王となっていた国も多かったため、同じ劉氏一族とは言っても血縁の濃い諸侯王が多いとは必ずしも言えない状況であった。表1に示したように、文帝二年の段階では、全部で一四ある諸侯王国のうち、文帝の皇子が治める国は、太原・代・梁の三国のみであった。

このような時に文帝の信頼を得、文帝の末子梁王の太傅となった賈誼が対諸侯王政策を上疏した。まず、これまで述べてきたような、高祖期から文帝初期の諸侯王国の状況を指摘したものととして、「新書」大都篇に、

天下の勢は方に大蘊を病む。一脛の大なること幾んど要の如く、一指の大なること幾んど股の如し。臣聞く「尾大なれば掉わず、末大なれば必ず折れん」と。悪病なり。平居にして屈信すべからず、一二の指搯み、身固より聊しむ無し。今を失いて治せずんば、必ず鋼疾と爲り、後に扁鵲有りと雖も、能く爲す弗きの

み。

とあり、皇帝と諸侯王との形勢を、脛が腰のような大きさに、指が股のように腫れあがってしまう「腫」という病に喩えている。すなわち、本来首尾の「尾」であり、本末の「末」である下位にあるべき諸侯王の勢力が、その上位にあるべき皇帝の勢力に匹敵する力を有していることを指摘したのである。賈誼はこのように諸侯王勢力の強大さを示し、さらに現実として起きてきている諸侯王たちの振る舞いを批判する。「新書」制不定篇に、

陛下、位に即きて以來、濟北一たび反し、淮南逆を爲し、今、呉告せらる有り。皆な其の薄き者なり。莫大の諸侯澹然として未だ故有らざるは、天下、固安の術有るに非ざるや、特だ其の尚お幼く、倫猥の數なるに頼ればなり。且つ異姓の彊を負みて動く者、漢已に幸いにして之に勝つも、又た其の然る所以を易えずして、同姓是の迹を襲いて居り。骨肉の相い動くこと、又た既に微有り。其の勢盡く又た復た然り。

とある。ここで言う「濟北」とは、文帝の兄、斉・悼惠王の子の劉興居のことで、文帝の甥に当たる。彼は文帝三年に謀反して自殺した。「淮南」は、文帝の弟、厲王劉長のことで、文帝六年に謀反した。後に呉楚七国の乱の首謀者となる「呉」王劉濞は高祖の兄の子で、文帝にとっては従兄弟に当たるが、また彼も告発されていた。ここで注目したいのが、賈誼は文帝の実弟でさえも「(血縁の)薄き者」と表現していることである。「新書」益壤篇にも「且つ他人をして郡

を守らしむるは、豈に子にせしむるに如かんや」とあり、「子」以外を他人と見做している。つまり賈誼は、同姓であっても皇子以外は皇帝にとって血縁の薄い者であり、故にそれらの者はかつての異姓諸侯王と同様に謀反する可能性があると考えていたのである。

### 三、賈誼の対諸侯王政策について

#### (1) 分国策

以上のような諸侯王国親に基づいて、賈誼は諸侯王の力を抑制するための方針を示す。「新書」藩疆篇に、

竊かに前事を迹ぬるに、大抵彊き者先ず反す。淮陰は楚に王として最も彊ければ、則ち最も先に反す。韓王信は胡に倚らば、則ち又た反す。貫高は趙の資に因らば、則ち又た反す。陳豨は兵精彊なれば、則ち又た反す。彭越は梁を用いければ、則ち又た反す。黥布は淮南を用いければ、則ち又た反す。盧縮は北に國して最も弱ければ、則ち最も後に反す。長沙は乃ち纔か二萬五千戸のみ、力は以て逆を行うに足らざれば、則ち功少なくて最も完たり、勢疏にして最も忠たりて、骨肉を全たくす。時に長沙に故無きは、獨り性の人と異なるに非ざるや、其の形勢の然ればなり。曩に樊・鄴・絳・灌に令して數十城に據りて王たらしめば、今以て殘亡すと雖も可なり。韓信・黥布・彭越の倫をして微侯と爲して居らしめば、今に至りて存すと雖も可なり。

然らば則ち天下の大計を知るべきなり。諸王の皆な忠附せんことを欲すれば、則ち長沙王の如くせしむるに若くは莫し。蒞臨せしむる勿きことを欲すれば、則ち樊・鄴・絳・灌の如くせしむるに若くは莫し。天下の治安、天子の憂無きことを欲すれば、衆く諸侯を建てて其の力を少なくするに若くは莫し。力少なければ則ち使うに義を以てし易く、國小さければ則ち邪心無からん。

とあり、賈誼はまずかつて高祖期に次々に反乱を起こし誅殺された異姓諸侯王たちを例として挙げ、その反乱の要因を分析する。それによれば、異姓諸侯王たちが相次いで反乱を起こしたのは、それに足るだけの勢力或いは軍事力を有していたからであり、しかも力の大きい者から順に叛いていった。そのような異姓諸侯王の中で長沙国の呉氏一族だけが今なお存続しているのは、呉氏一族の人間性が他の諸侯王と異なっていたからではなく、ただ単に長沙国が反乱を起こすだけの力を有していなかったからに過ぎない。故に功績は少なくともその封地を保つことができ、勢力は小さいが国家に従順なのである、と。賈誼にとってみれば、長沙国のように王国の「勢力さえ弱ければ」そこに王たる者は同姓であつても異姓であつても構わなかつた。謀反の心を抱かせないためには、むしろ勢力の弱い諸侯を多く建てるべきである、と。これが彼の理想であつた。

しかし、この理想論をただちに現状の郡国制の下に適用することの難しさは、賈誼自身よくわかっていただろう。具体的な分国策が

上疏されたのは文帝七年（前一七三）頃と考えられるが、当時の王国のほとんどは高祖期に封建されて代々その子孫が継いでいたり、或いは呂氏誅滅の功績によつて新たに王に封建されたものが多く、やみくもに王国を細分化することはできなかった。一方、前節で挙げたように、賈誼は劉姓であつても皇子以外は「（血縁の）薄き者」と見做していた。しかし逆に言えば、皇帝にとつて皇子こそ有事の際に頼るべき存在だと考えていたのである。このような意識を持ちつつ、賈誼は王国を細分化することを上疏する。「新書」五美篇に、

地を割き制を定め、齊もて若干の國を爲し、趙・楚もて若干の國を爲し、制既に各々理有らしめん。是に於いて齊悼惠王の子孫を之に王とし、分地盡きて止み、趙幽王・楚元王の子孫も亦た各々次を以て祖の分地を受けしめ、燕・呉・淮南佗國も皆な然り。其の分地衆く子孫少なき者は、建てて以て國と爲し、空しくして之を置き、其の子孫の生まるる者を須ち、擧げて之に君たらしむ。諸侯の地の其の削られて頗る漢に入る者、爲に其の侯國に徙し、及び其の子孫を彼に封ずるは、數げて之を償う所以なり。

とあり、それらの要点は以下の通りである。

①諸侯王に子が生まれるたびにその子らを順次封建するのではなく、王国の広狭によつてあらかじめ分封すべき定数を決め、定数内で順次封建する。

②子の数が定数に達した場合、それ以降に生まれた子の分封は中

止する。

③子の数が少なく、まだ分封の定数を充たしていない場合は、封建すべき土地をそのまま空地にしておき、その後生まれられた子のために残しておく。

④何らかの事情で諸侯王の封地の多くが中央に没収された場合、その諸侯王を列侯に降格させて存続させた上で子にその侯国を継がせる。

ここで注目したいのは、この賈誼の分国策の中ではこの時文帝の皇子たちが封建されている淮陽・代・梁の三国に対して分国の議論を言及していないことである。すなわち賈誼の分国策とは「諸侯王国の勢力弱体化」を大前提としつつも、その対象はあくまで「(血縁の)薄き者」たちであった。これは賈誼が「(血縁の)薄き者」たちが反乱を起こす可能性があることを考慮して、そのような時に皇帝が頼るべき皇子たちの国に関してはむしろ保護しようとし意識していたことを示している。一方で、分割した諸侯王国に対しては、子孫封建を認め、支族を絶やさないようにすることと、何らかの事情で封地の多くが削られても子孫には侯位が補償されるという措置を取ったことで彼等の不満を回避しようとしたのである。

ところで、文帝はその八年(前一七二)に淮南厲王の遺児ら四人を列侯に封じている。このとき賈誼は、彼等の父である淮南厲王が謀反という大逆不道の大罪を犯したのであるから、その子らを列侯とすることは、罪人の子を奉尊することになり、天下の謗りを受け

るとしてその封建に反対した。鎌田重雄氏は、賈誼の分国論は諸侯王が有罪によって削地された場合、漢朝はその削地を償還して王の子孫を分割封建するのであるから、淮南厲王長の謀反自滅後は、その四王子が淮南の故地に王となることは差し支えない、と述べ、結局その策が削地にまで発展してしまおうとして、それが賈誼の分国論の限界点であると指摘している。しかし賈誼が淮南厲王の遺児らの封建に反対した最大の理由は、「罪人の子であるから」ということではないのではないだろうか。『新書』淮難篇に、

今、淮南の子、少く壯んにして、父の辱状を聞く。是れ立たば咫ち泣衿冷ねく、臥しては咫ち泣項に交わらん。腸より腰肘に至るまで繆維の如きのみ。豈に能く須臾も忘れんか。是を而て是の如くせずんば、人に非ざるなり。陛下、天下の命を制し、而して淮南王此の如きの極に至り、其の子、陛下を舍きて更めて安にか其の怨を歸せん。特に曰く、勢未だ便ならず、事未だ發せず、と。亂を舍けども、敢えて言わざるのみ。…(中略) …割きて四と爲すと雖も、四子一心にして未だ異ならざるなり。

とあり、父厲王が罪人として死んだことについて、その遺児らの怨恨の矛先が文帝に向けられており、たとえ淮南の地を四分して個々の勢力を弱めたとしても、父のことに對する怨恨の心は四子一つであるから、何か事を起こそうとすれば結託して大勢力となってしまうことを指摘している。実際、呉楚七国の乱が起こると、呉王は直ちに厲王の遺児らが封建された淮南・廬江・衡山の三国に反乱への

参加を要請する使者を送っている。<sup>(9)</sup> 賈誼はこの事態を懸念して淮南厲王の遺児たちの封建に反対していたのである。幸いにも三子の心は一つではなく、反乱に参加しようとしたのは淮南王一人であったが、これも宰相の一計により拳兵にはならなかった。ともあれ、賈誼が淮南厲王の遺児たちの封建に反対したことをもって分国論の矛盾・限界であると言ふことはできない。これはむしろ分国策と同じく、反乱予防を重視した結果であつたと捉えるべきであろう。

## (2) 藩屏強化策

いま賈誼の分国策について言及してきたが、それらは上疏後すぐには文帝に採用されなかった。依然として、大々的な諸侯王政策は実施されないまま、文帝十一年(前一六九)に藩屏国の一つである梁の王であつた懐王揖が馬から墜死するという事件が起こつた。揖には子がいなかったため、必然的に梁は国除となる。分国策の段階でさえ藩屏国の保護を意識していた賈誼にとつてこの国除は大きな衝撃であつた。おそらくこの時点で賈誼は諸侯王の反乱を予期していたのであろう。『新書』益壤篇に、

陛下、即し千載の治安を爲さず、今の勢の如くんば、豈に一傳に過ぎんや。…(中略)…今淮陽の大諸侯に比するは、僅かに黒子の面に比するに過ぐるのみ。豈に以て禁御と爲すに足らんや。而も陛下の恃みて以て藩捍と爲す所の者は、代・淮陽を以てするのみ。代の北邊は彊き匈奴と鄰を爲し、僅かに自見する

のみ。唯だ皇太子の恃む所の者も、亦た之の二國を以てするのみ。今淮陽の有つ所は、適く以て大國に餌するに足るのみ。方今、制は陛下に在るも、國を制し子に命じて、適く以て大國に餌するに足るのみなれば、豈に工と謂うべけんや。

とあり、諸侯王の反乱を前提として、梁を国除したことによる残りの藩屏国の状況の悪さを訴えている。続いて賈誼はその残つた藩屏国、淮陽・代の再編案を述べる。これについては第一節でも少し触れたが、今改めて詳しく見てみよう。『新書』益壤篇に、

今、淮南の地の遠き者は、或いは數千里にして、諸侯を越えて漢に縣屬す。…(中略)…陛下豈に蚤に其の勢を便するに如かんや。且つ他人をして郡を守らしむるは、豈に子をしてせしむるに如かんや。臣、愚計すらく、願わくは陛下淮南の地を擧げて以て淮陽に益し、梁は即ち後有らん。淮陽北邊の二三の列城を割きて東郡と與に以て梁に益さば、即ち後患無からん。代は徙して睢陽に都せしむべし。梁は新鄭以北を起こして之を河に著け、淮陽は陳以南を包みて之を江に捷すれば、則ち大諸侯の異心有る者、膽を破りて敢えて謀らず。今恃む所は代・淮陽二國のみ。皇太子亦た之を恃む。臣の計の如くせば、梁は以て齊・趙を捍ぐに足り、淮陽は呉・楚を禁ずるに足らば、則ち陛下枕を高くして臥するも、終に山東の憂無からん。

とあり、この藩屏強化策をまとめると次のようになる。

① 淮南の地はそのまま淮陽國に併合する。さらに再び王を立てて



梁国を再建する。新梁王には現在の淮陽王である武を徙す。

②また、梁国の領域には、淮陽国北辺の二、三の城と東郡を加え、新鄭以北黄河までとする。

③残った淮陽国の領域には陳以南、長江以北の地を加える。

賈誼はこのように、太子（劉啓）を除く残った二人の皇子を中心に藩屏国の再編を試みた。この藩屏強化策とその前の分国策との繋がりを見ると、もともと分国策は表面的には諸侯王国を細分化してそれらの勢力弱体化を企図したものであったが、文帝の皇子国にはその議論が言及されていないことから、藩屏国に関しては保護する意識があり、その時点では賈誼は、分国策の実施如何によつては諸侯王たちの反乱を防止することができると考えていたのであろう。しかし、分国策が実施されないばかりか、文帝は皇帝に対して怨恨を持つ（と賈誼は考えていた）淮南厲王の遺児たちを列侯に封じた。さらに藩屏国の一つである梁が国除となったことにより、諸侯王の反乱が時間の問題であると悟った賈誼は、この藩屏強化策によつて皇子国の直接的な強化を図つたのである。すなわち賈誼の対諸侯王政策には、ある程度の諸侯王の反乱の可能性を考慮し、藩屏たる皇子国の保護・強化とそれ以外の諸侯王国の勢力を弱体化しようとする意識が一貫して存在していたのである。

#### 四、賈誼の政策に対する文帝の実施

では、賈誼の分国策、藩屏強化策を、文帝はどのように受け止め

実行したのであろうか。この対諸侯王政策に関しては、賈誼の生前はほとんど実行されなかった。文帝一二年に賈誼が死去するとはじめて文帝は「誼の計に従い」、その藩屏強化策を一部改変して実行した。『漢書』賈誼伝に、

文帝、是に於いて誼の計に従い、乃ち淮陽王武を徙して梁王と爲し、北は泰山を界とし、西は高陽に至り、大縣四十餘城を得しむ。城陽王喜を徙して淮南王と爲し、其の民を撫せしむ。

とあり、この記述によると、淮南を淮陽にそっくり併合すべしという案は認められなかったものの、梁国は再建され、新梁王には賈誼の案のように淮陽王武が立った。また、再建された梁国の領域拡大案については、賈誼の提案よりも狭い範囲ではあるが採用された。これを要するに、賈誼は梁・淮陽という、皇子国の二大藩屏を設けて諸侯王に対する防壁とすることを考えていたが、結局文帝は代・梁を藩屏とする形を採つた。続いて文帝一六年（前一六四）、文帝は「賈生の言を思」い、斉を六国に、淮南を三國に分割してそれぞれとの斉悼恵王の子と淮南厲王の子らを封建した。賈誼伝に、

文帝、賈生の言を思い、乃ち齊を分かちて六國と爲し、盡く悼恵王の子六人を立てて王と爲す。又た、淮南王喜を城陽に遷し、而して淮南を分かちて三國と爲し、盡く厲王の三子を立てて以て之に王とす。

とあり、もともと賈誼が上疏した分国策では、皇子国を除く諸侯王国に対して策を適用することを考えていたが、実際に文帝はそれを

斉と淮南の二国にのみ実行した。このように、賈誼が上疏した分国策と藩屏強化策は、その死後に、彼が本来考えていたのよりも少し

縮小された形で実行されたのである。賈誼の対諸侯王政策と文帝の実施の違いによる勢力図については図1・2のごとくである。<sup>10)</sup>

### 五、晁錯の対諸侯王政策と反乱の誘発

賈誼に続き、対諸侯王政策に関わったのが晁錯である。賈誼の死後、晁錯は文帝に諸侯王の領土を削減すべきことを言上したが、その策はやはり文帝には聴き入れられなかった。文帝が崩じて景帝が即位すると、晁錯は高官に昇りその政策を実行していった。従来、晁錯の対諸侯王政策こそが呉楚七国の乱の直接的な契機であるとされてきた。それは、今までみてきたように、賈誼の政策は、何らかの事情で諸侯王の封地の大部分が中央に没収されても、その諸侯王を列侯として存続させ、子にもその侯国を継がせる、といった補償的な措置があつたのに対して、晁錯の場合はそのような措置を取ることなく、罪を過去にまで遡って問い質し、それをもつてただちに諸侯王の土地を没収する、といったものであつたからである。しかし、晁錯がただやみくもに、中央集権化を企図して諸侯王国の削弱を図つたのかと言え、必ずしもそうではなかつた。『漢書』呉王劉濞伝に、

朝錯、太子家令と爲り、皇太子に幸ぜらるを得、數々從容にして呉の過もて削る可きを言う。文帝、竟にして罰すること忍びず、此を以て呉王益横にす。景帝即位するに及び、錯、御史大

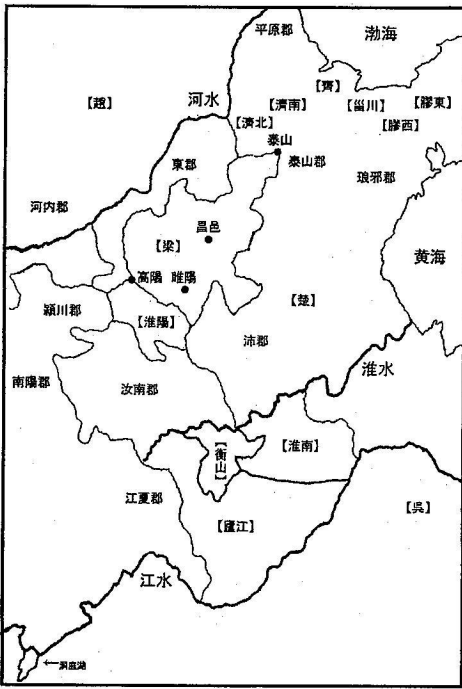


図2 文帝の実施



図1 賈誼の藩屏強化策

夫と爲り、上に説きて曰く、「昔、高皇帝初めて天下を定むるや、昆弟少なく、諸子弱く、大いに同姓を封じ、故に孽子悼惠王もて齊七十二城に王とし、庶弟元王もて楚四十城に王とし、兄の子を呉五十餘城に王とす。三庶孽を封じて、天下の半を分くるなり。今、呉王は前に太子の隙有り、詐りて病と称して朝せず、古法に於けるや誅に當つ。文帝、忍びず、因りて几杖を賜うは、徳の至厚なればなり。過を改めて自ら新ためず、乃ち益驕恣し、公に即山もて鑄錢し、海を煮て鹽を爲り、天下の亡人を誘いて謀りて亂逆を作す。今、之を削れば亦た反し、削らずも亦た反す。之を削れば、其の反亟<sup>すま</sup>やかにして、禍は少なり。之を削らざれば、其の反遅く、禍は大なり」と。

とあり、晁錯は、諸侯王たちの反乱は時間の問題であつて、土地を削つても削らなくてもいはずれ必ず反乱を起こすものだとも見ていた。それならば、むしろ領土没収を手段として早めに反乱を起こさせて、(つまり反乱を誘発して) 禍が小さいうちに討つべきだと考えたのである。<sup>11</sup> 二 そうであるとするれば、反乱を誘発しても鎮圧できるといふ晁錯の自信はどこにあつたのだろうか。晁錯伝および呉王劉濞伝には、たとえ諸侯王たちが反乱を起こしても漢軍の軍事力の方が優勢であることを示す記述が見えるが、最大の根拠はやはり藩屏国にあつたと考えられる。賈誼は皇子の国を最も信頼できる藩屏国とする一方、藩屏強化策の段階では、「今(文帝の) 恃む所の者は、代・淮陽二國のみ。皇太子(景帝) も亦た之を恃む」と述べており、結果的には

淮陽ではなく梁となつたが、将来諸侯王が反乱を起こした時に、景帝には兄弟の国も信頼すべき藩屏となることを言つていた。その景帝の兄弟の梁国はすでに文帝の時に増強されており、さらに景帝は即位後すぐに皇子たちを各国の王に封じている。「漢書」景帝紀によると、景帝の即位二年目に淮陽・汝南・河間・広川・中山・臨江・長沙の七国が新設されている。漢には呉楚七国の乱が起る前にすでに多くの藩屏国が存在していたのである。故に晁錯は、反乱を起こさせても十分に鎮圧できると考えていたのではないだろうか。

### むすび―呉楚七国の乱の過程と賈誼の対諸侯王政策の影響―

景帝と晁錯の協議により、楚の東海郡、趙の常山郡、膠西の六県が漢に没収された。そして呉の領土のうち会稽郡と豫章郡を没収するという旨の通達が呉王に届くと、果たして呉王は兵を挙げたのである。呉は、兵を進めて淮水を渡ると斉・菑川・膠東・膠西・濟南・濟北・楚・趙・淮南・盧江・衡山・故の長沙王の子ら、一二国に反乱参加の檄を送つた。初めは、それらのうち斉・菑川・膠東・膠西・濟南・濟北・楚・趙がその檄に応じたが、斉王将閔はそれを後悔して結局兵を出さず、濟北王志も城を守つて兵を挙げなかつた。その結果、膠西・菑川・濟南の軍は裏切つた斉の首都臨菑を包圍し、それによつて呉・楚軍に合流することができず、やがて現れた漢の

援軍により撃破された。淮南地方の三国が反乱に参加しなかったのは先に述べたとおりである。結局、呉王が反乱参加を呼びかけた二国のうち、呼応したのは菑川・膠東・膠西・濟南・楚・趙の六国だけであり、かつ漢領に攻め込むことができたのは呉と楚の二国のみであった。振り返ってみると、分割された斉の六国が足並みを乱して反乱軍本隊に合流できなかったのも、淮南の三国が兵を挙げなかったのも、賈誼の分国策の成果であった。また、漢領に攻め込んだ呉軍は梁都睢陽に釘付けとなり、それ以上の西進ができず、楚軍も梁の昌邑の地で梁軍と周亜夫率いる漢の援軍に敗れ、ここに呉楚七国の乱は壊滅したのである。これも賈誼の藩屏強化策によって一度は国除となった梁国が再建・拡大されたからこそである。以上のように、賈誼の策に基づいた諸侯王国の分国と藩屏国の拡大によって反乱軍は統制を取ることができず、反対に、拡大された藩屏国を味方につけた漢軍によってこの大反乱はわずか三ヶ月で鎮圧されたのである。このように賈誼の対諸侯王政策は、呉楚七国の乱鎮圧において重要な意義を持つのである。

この呉楚七国の乱をも想定に含んだ賈誼の分国策と藩屏強化策には、皇帝と諸侯王との「血縁の厚薄」という問題意識が一貫して存在していた。もともと郡国制は血縁的紐帯関係が強いことを前提に機能するものであったが、賈誼は、世代交代と年月の経過によってその血縁的紐帯関係が脆弱化し、藩屏として諸侯王国を立てる郡国制の限界を感じていた。しかし賈誼はただちに郡国制を止めようと

したわけではなかった。あくまで郡国制を維持したまま、皇子の王国を保護・強化することと、その他の諸侯王国を分割封建して勢力を弱体化することによって、郡国制の問題点を克服しようとしたのである。それが「分国策」と「藩屏強化策」であった。この賈誼の段階ではまだ郡県制への移行はほとんど意識されていなかったと思われる。景帝期になると、晁錯が封建制としての藩屏国（皇子国）の存在の重要さを意識しながら、つまり郡国制を維持しつつも同時にその中の中央政府支配地域を増強しようとして、少しずつ郡県制への変質を目指した。そして武帝の頃には、皇帝と諸侯王間の血縁意識の不可避的な希薄化から、郡国制の維持が困難だと判断した主父偃の献策によって「推恩の令」が出されると、多くの諸侯はこれにしたがい、前漢王朝は実質的な郡県制へ移行していくのである。このような変遷を考えたとき、血縁の厚薄を意識した賈誼の対諸侯王政策は、前漢王朝の地方支配体制が郡国制から実質的な郡県制へと変質していく過程のその出発点に位置づけられるであろう。

## 注

(1) 賈誼の政策について検討する場合、「新書」を用いるべきかどうかは先学諸氏によって様々である。以下に「新書」を史料として扱うことに積極的か消極的かという点を基準として簡易的に大別した。「新書」の利用に消極的な立場を取るものは、重澤俊郎「賈誼新書の思想」（『東洋史研究』第十巻第四號、一九四九年）、藤岡喜久男「推恩の令」（『北大史學』二號、一九五四年）、戴君仁「論賈誼の學術並及其前後の學者」（『大陸雜誌』三十六、四、一九六八年）、徐復觀「訂增兩漢思想史」卷

- 二(台湾学生書局、一九七一年)、金谷治『秦漢思想史研究』(日本學術振興會、一九六〇年)、鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』(日本學術振興會、一九六二年)、稲葉一郎『吳楚七国の乱について』(『立命館文學』三・四、一九七六年)、宇野茂彦『賈誼新書札記』(名古屋大学文学部研究論集、哲学)一九八八年、佐藤武敏『史記』に見える過秦論(『中国古史研究』七、一九九七年)、芳賀良信『礼と法の間隙—前漢政治思想研究』(汲古書院、二〇〇〇年)、好並隆司『賈誼と顧公鑄法』(『史学研究』第一〇〇号、広島史学研究会一九六七。後、『前漢政治史研究』研文出版、二〇〇四年、九月に再録)などがある。一方、『新書』の利用に積極的な立場を取るものは、伊瀬仙太郎『賈誼の匈奴観』(『立正史学』四四、一九七八年)、張岱年『陸賈(新語)和賈誼(新書)』(『中国哲学史史料学』、一九八二年)、魏元珪『陸賈與賈誼対初漢政治思想與文化之貢獻(下)』(『中国文化月刊』七三、一九八四年)、森熊男『賈誼の「三表・五餌」政策について』(岡山大学教育学部研究集録一六八、一九八五年)、齋木哲郎『漢代思想文献のとり扱いについて—陸賈「新語」・賈誼「新書」・劉向「新序」・「說苑」の書誌学的考察—』(『東洋文化』、東京大学出版会、一九九三年)、工藤卓司『賈誼と「賈誼新書」』(『東洋古典学研究』、広島大学東洋古典学研究会、二〇〇三年)、城山陽宣『賈誼「新書」の成立』(『日本中国学会報』五六、二〇〇四年)、曹道衡・劉晝進『先秦兩漢文学史料学』(中華書局二〇〇五年)などがある。
- (2) 『漢書』賈誼伝ではなく、賈誼「新書」を用いた賈誼の対諸侯王政策については、工藤卓司『賈誼新書』の諸侯王國対策』(日本中國學會報第五十六集、二〇〇四年)に詳しい。
- (3) 工藤卓司氏は、賈誼伝に「且令他入郡守、豈如令子」や「今所持者、代・淮陽二國耳。皇太子亦恃之」といった、藩屏には文帝の皇子たちを据えるべき記述が省略されたことで、代・淮陽の位置づけが曖昧となり、その二国が強化される理論的根拠を欠くと指摘する。

### 賈誼の対諸侯王政策と吳楚七国の乱

- (4) 文帝期の諸侯王表作成にあたっては、『史記』漢興以来諸侯王年表・『漢書』異姓諸侯王表・諸侯王表・地理志および帝紀・列伝などを適時参照した。
- (5) 何をもちて吳王が告発されていたか、その正確な内容はわからないが、『新書』宗首篇にも「今或親弟謀爲東帝、親兄之子西向而擊、今吳又見告矣」とあって、制不定篇と同義の一文が見える。その如淳注に、「時吳王又不循漢法、有告之者」とあり、漢の法令に従わないことを告訴する者がいたと述べるに止まっている。そこで『漢書』卷三五・吳王劉濞伝を見ると、吳は銅山に依つて錢を私鑄し、私的に海水を煮て塩を製造しており、後に太子の一件で入朝しなくなると、謀略を図るようになったとある。
- (6) 「諸侯之地其削頗入漢者、爲徙其侯國、及封其子孫於彼也」(『漢書』賈誼伝では「諸侯之地其削頗入漢者、爲徙其侯國、及封其子孫也」)に作る)の一文については先学によって見解が異なる。藤岡喜久男氏は顔師古と劉敞の注に依拠しつつ、「受封していた王が有罪で、その地が漢に投入されたものは、a:大牙錯綜した諸侯国の国境を整理するために用い、b:又、其の子孫を封する時に、その分地の数によって之を償還するために用いる。例えば、十県合封の人の子孫であれば、その十県がその子孫に与えられるように。」と述べる。この藤岡氏の見解に対し、鎌田重雄氏は、a bの解釈が理解しにくいとして『漢書補注』に見える錢大昕の説を引き、「諸侯王が罪によって地を削られ、その削地の漢に入るものが多いときは残存の封地で藩国を作るとすると、その藩国は小さくて子孫が封地を得られない場合を生ずる。そこで、その王国内にある列侯の国(侯国)を他所に徙し、また王国内に封地を得られない子孫を他所に封ずる。かくして削られた数は償還されるということになる。」と解釈している。
- (7) 五美篇の「燕・吳・淮南佗國皆然」を、賈誼伝では「燕・梁佗國皆然」に作る。この「梁」の存在によって分国論の解釈が異なる。芳賀良信氏

は、鎌田重雄氏の賈誼伝の訳を踏まえ、「賈誼の分国策は「及燕梁它國皆然」とあるように、幾つかの有力諸侯を対象とする政治的なものではなく、全ての諸侯王国を対象として現体制の変革を図る理念的なものである」と述べている。一方で氏は、後の藩屏強化案が血縁関係の厚薄を重視して文帝皇子国を強化する策であることから、この分国策と藩屏強化策を矛盾するものだとしている。しかし五美篇の記述を基に考えれば、文帝皇子国は分国対象に入らないので芳賀氏の指摘する矛盾は生じない。

(8) 鎌田重雄「漢朝の王国抑損策」(『日本大学世田谷教養学部紀要』六、一九五八年)

(9) 淮南厲王遺児の四人の中で東城侯良は夭折しているので、文帝一六年に王となったのは彼を除く三人である。すなわち阜陵侯安は淮南王に、安陽侯勃は衡山王に、陽周侯賜は廬江王にそれぞれ封建された。

(10) 図1・2の作成に当たっては『新書』益壤篇と『漢書』賈誼伝および地理志を参考に、場所の比定は譚其驥主編「中国歴史地図集」(中国地図出版社)によって行った。

(11) 各諸侯王国に対して晁錯が没収しようとした地域が、各国にとって経済的に重要な地域であったことは稲葉一郎氏(稲葉一郎「呉楚七国の乱について」『立命館文学』三・四、一九七六年)によって指摘されている。それによると、趙から没収しようとした常山郡には鉄山(蕪吾県)・鉄官(都郷侯国)があり、楚から没収しようとした東海郡には鉄官(下邳県・胸県)があり、呉から没収しようとした鄆郡には銅官が、会稽郡には塩官があったとし、晁錯が企てた諸王封地の削減策の目的が諸王の経済的基盤の没収にあったことは明らかである、としている。

(12) 『漢書』卷四九・晁錯伝に、「上問盜曰、「君嘗爲吳相、知吳相田祿伯爲人摩。今吳楚反、於公意如何」。對曰、「不足憂也、今破矣」。上曰、「吳王即山鑄錢、煮海爲鹽、誘天下豪傑、白頭舉事、此其計不百全、豈發慮。何以言其無能爲也」。盜對曰、「吳銅鹽之利則有之、安得豪傑而誘

之。誠令吳得豪傑、亦且輔而爲誼、不反矣。吳所誘、皆亡頼子弟、亡命鑄錢姦人、故相誘以亂」。錯曰、「盜策之善」。…(中略)…「今御史大夫錯議曰、「兵數百萬、獨屬羣臣、不可信。陛下不如自出臨兵、使錯居守…」とあり、「吳王が集めた群衆は亡命者や罪人など皆な訳有りの者たちであり、決して豪傑などではない」と言う爰盎の意見に同調している。また、吳王劉濞伝に、「膠西羣臣或聞王謀、諫曰、「諸侯地不能爲漢十二、爲叛逆以憂太后、非計也…」とあり、諸侯の領地は漢室の土地の十分の二を過ぎないという状況が窺える。